

## 平成28年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

国家公務員倫理審査会決定  
平成29年3月22日

国家公務員倫理審査会は、平成28年度国家公務員倫理審査会政策評価結果について、次のとおり決定する。

## 評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価している。

### ○「達成度」に係る評価基準

評価(高順位)	評価の目安
目標超過達成	具体的な取組内容をすべて実現し、かつ、政策の本質的な目標に向けて顕著な進展が見られた (100%+ $\alpha$ )
目標達成	具体的な取組内容をすべて実現した (100%)
相当程度進展あり	具体的な取組内容をおおむね実現した (75%以上100%未満)
進展が大きくない	具体的な取組内容について進展は見られたもののその程度は大きくなかった (50%以上75%未満)
目標に向かっていない	具体的な取組内容をほとんど実現できなかった (50%未満)

## 評価結果一覧

政 策	達成度	ページ
<p><b>1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築</b> (政策目標)</p> <p>(1) 定期的・計画的な倫理研修の実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。</p> <p>(2) また、通報制度の活用の推進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。</p>	相当程度 進展あり	1
<p><b>2 不祥事への厳正な対応</b> (政策目標)</p> <p>各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p>	目標達成	5



平成28年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

<p>政 策</p>	<p>1 職員の倫理意識のかん養及び倫理的な組織風土・環境の構築</p>
<p>目 標</p>	<p>(政策目標)</p> <p>(1) 定期的・計画的な倫理研修の実施の促進等に引き続き取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫を各種研修教材の開発等に当たって一層進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。</p> <p>(2) また、通報制度の活用や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>(1) 各府省等及び倫理審査会の通報窓口の両方に関する周知徹底</p> <p>(2) より利用しやすく安心して通報できる仕組みの構築及び周知</p> <p>(3) 外部通報窓口の設置の推進</p> <p>(4) ケーススタディ用DVD研修教材 (Vol.11) の制作・配付</p> <p>(5) 自習研修教材の制作・配付等</p> <p>(6) 倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施</p> <p>※ (4)から(6)までの取組において、国家公務員としての使命感の問い直し、倫理行動規準を具体的な行動へと結びつけることにつながるような工夫を行う。</p>
<p>具体的取組結果</p>	<p>《取組内容1》 各府省等及び倫理審査会の通報窓口の両方に関する周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官房長等との懇談会や倫理制度説明会等の機会を捉え、各府省の官房長や倫理事務担当者等に対し、各府省等及び倫理審査会の通報窓口の両方に関する周知徹底を直接求めた。</li> <li>また、相談・通報窓口の利用促進をテーマの一つとして倫理週間の標語を募集したほか、倫理週間のポスター・パンフレット等の制作、ケーススタディ用DVD研修教材の制作や幹部職員用自習研修教材の改訂に当たり、通報制度について重点的に記載することで、職員への周知を図った。</li> </ul> <p>《取組内容2》 より利用しやすく安心して通報できる仕組みの構築及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記1における周知に当たり、通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期していること、匿名による通報も受け付けていること、通報後の流れなどを記載した。また、各府省等に対し、所属職員に対してそれらを周知するよう求めた。</li> </ul> <p>《取組内容3》 外部通報窓口の設置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部通報窓口が未設置である府省等について、倫理事務担当者に対して、ヒアリング等の場を通じて設置を求めた。</li> </ul> <p>《取組内容4》 ケーススタディ用DVD研修教材 (Vol.11) の制作・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最近問題となった事案、職員が判断に迷う事例や対応に困る事例を取り上げたケーススタディ用DVD研修教材 (Vol.11) を制作し、各府省等に2,448部配付した。本教材は各府省等における研修等で</li> </ul>

活用された。

《取組内容5》自習研修教材の制作・配付等

- ・ 倫理法・倫理規程についての理解の促進に加えて、部下職員の指導及び倫理意識の徹底した組織風土の構築において果たすべき幹部職員の役割などを盛り込み、演習を充実させた幹部職員用自習研修教材の改訂を行った。

《取組内容6》倫理制度説明会、公務員倫理セミナーの開催及び倫理週間における各種取組の実施

- ・ 各府省等の地方機関に勤務する倫理事務担当者を対象とする倫理制度説明会を全国9か所において開催するとともに、本府省等の倫理事務担当者等を対象としてケースを用いた研修会を1回開催した。また、地方に勤務する国家公務員を中心に地方公共団体の職員や民間企業の従業員等も対象とした公務員倫理セミナーをさいたま市（9月）、岐阜市（10月）及び松山市（11月）において開催した。
- ・ 12月1日から7日までを国家公務員倫理週間とし、公募による標語の設定、当該標語を用いたポスター・パンフレット等の作成・配布、各府省等におけるポスター掲示、中央合同庁舎第2号館屋外電光掲示板及び第5号館屋内電光掲示板による告知、政府広報を通じた国民への周知、公務員倫理に関する講演会の開催等を行った。また、各府省等の倫理監督官（事務次官等）に対し、所属職員を対象とする公務員倫理に関する講話の実施及びメールの送信を依頼し、これらの措置が実施された。

※ なお、上記4から6までの取組において、研修教材や講演等において、倫理法令の内容にとどまらず広い意味の公務員倫理に関する内容を設けるなど、国家公務員としての使命感を問い直し、倫理行動規準を具体的な行動へと結び付けることにつながるような工夫を併せて行った。

測定指標（ある場合に記入）

【達成した測定指標】

- ・ 公務員倫理セミナー受講者の満足度の状況（受講者のアンケート結果を点数化したスコア75点以上）

76.1点 [平成27年度 78.0点]

（「満足」31.9%、「ある程度満足」64.5%、「やや不満」3.6% なお、「不満」の回答者なし）

- ※ アンケート結果（4段階評価）を点数化したスコアの計算方法  
回答者中最上位の評価→100点、2番目の評価→66.7点、3番目の評価→33.3点、最低の評価→0点として平均値を算出

【達成できなかった測定指標】

- ・ 外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上

83.3% [平成27年度 75.0%]

（48府省等中40府省等）（平成28年12月31日 現在の数値）

達成度の評価

《評価》 相当程度進展あり

《理由》

具体的取組事項については、全て実施することができた。

測定指標「外部通報窓口を設置している府省等の割合90%以上」については目標を達成できなかったものの、改善に向けた取組が進み、新たに4府省が設置し割合が上昇していることや、目標を達成した測

	<p>定指標「公務員倫理セミナーの満足度の状況」については、例年より実施回数を1回増やした上で目標を達成したことを踏まえると、平成28年度における具体的取組内容をおおむね実現したと考える。</p>
<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の倫理意識の醸成については、引き続き職員に対して法令や運用に対する正確な理解を付与するため、定期的な研修等が肝要であるが、倫理研修等を3年以上受講していないあるいは一度も受講したことのない職員が依然として1割以上存在することもあり、職員の研修受講の機会の付与のため引き続き取り組む必要がある。また、職員を対象とするアンケートにおいて倫理法・倫理規程について「よく知っていた」又は「ある程度知っていた」と回答した者の合計は9割を超えているなど、倫理法・倫理規程が職員に相当程度定着していることを踏まえ、広い意味の公務員倫理も取り上げることにより倫理意識の向上により一層取り組む必要がある。</li> <li>・ 倫理的な組織風土・環境の構築については、その一方策としての通報制度の整備や職員への通報窓口の周知を進めているところであるが、通報窓口が設置されていることを知らない職員が依然として1割以上存在し、また、「通報は密告のようなイメージがある」など通報に対するマイナスイメージを持つ職員が3割程度存在することから、通報の意義や仕組みについて丁寧に説明するなど通報窓口への信頼確保のための対応を検討していくことが必要である。</li> </ul>
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>倫理法・倫理規程の周知・徹底はもとより、研修等受講者がより危機意識を持ち、かつ、我が事と感じられるような事例を含め、広い意味の公務員倫理、組織風土の改革などについても考えを巡らすことのできる研修教材の活用を行うことによって、倫理制度説明会、公務員倫理セミナー等の一層の充実を図る。また、職員が長期間にわたって倫理研修を受講できない要因を分析したり、倫理審査会から研修教材の提供や研修講師派遣などを通じて各府省等への支援を進めることによって、職員の定期的・継続的な研修受講を促進する。</p> <p>また、倫理的な組織風土の構築のため、相談・通報窓口の周知を更に進めるとともに、相談・通報窓口の活用などの推進についての検討を進める。</p>
<p>有識者の意見</p>	<p>大規模な組織において外部通報窓口が設置されていないことは問題であるが、小規模な組織こそ、通報窓口は外部に設置されていないと機能せず、むしろ外部通報窓口の設置が必要である。予算上の制約はあると思うが、全省庁・全行政執行法人において設置されるよう取組を進めてもらいたい。</p>





平成28年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

政策所管部局

国家公務員倫理審査会事務局

政 策	2 不祥事への厳正な対応
目 標	<p>(政策目標) 各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。</p> <p>(具体的取組) (1) 事案処理の際の各府省への助言 (2) 調査・懲戒手続等に関する各府省対象の会議・説明会の開催 (3) 懲戒処分事例集の作成・配付</p>
具体的取組結果	<p>《取組内容1》事案処理の際の各府省への助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理法等違反が発生した際の各府省の調査の進行に対する適切な指導・助言を行うことにより、違反事案に対する厳正かつ迅速な対応を徹底するとともに、再発防止のための取組を指示した。</li> </ul> <p>《取組内容2》調査・懲戒手続等に関する各府省対象の会議・説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本府省等の倫理事務担当者を対象とする会議・研修会（平成28年4月、11月）や、地方支分部局等の倫理事務担当者等を対象とする倫理制度説明会（全国9か所）を開催し、調査及び懲戒手続の留意点等についての周知を図った。特に、11月開催の本府省等を対象とした研修会においては、具体的な事例検討を通じて説明を行った。</li> </ul> <p>《取組内容3》懲戒処分事例集の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に係る懲戒処分事例集をとりまとめ、平成28年4月に各府省等の倫理事務担当者等に配付したほか、職員や民間企業等にも広く周知・啓発を行うため、倫理審査会のウェブサイト及び人事院の年次報告書に掲載した。</li> </ul>
測定指標（ある場合に記入）	<p>【達成した測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合80%以上（他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。） 92.9% [平成27年度 87.5%] (14件中13件)</li> </ul>
達成度の評価	<p>《評価》 目標達成</p> <p>《理由》 上述した具体的取組の実施により、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行うことができた。また、全事案件数に占める90日以内で調査結果の報告を行った事案件数の割合は、測定指標「80%」を超える92.9%となっている。 したがって、平成28年度における政策は、目標達成した。</p>
施策の分析	<p>各府省に対し、適切な指導・助言を行うことにより、各府省において違反事案に対する厳正かつ迅速な対応が図られているが、倫理法等違反以外のサービス違反を伴う事案、職員以外の関係者からの協力に時間を要す</p>

	る事案等、やむを得ない理由により、対応に時間がかかる場合もある。
今後の施策に反映させるべき事項	違反事案に対する一層の厳正かつ迅速な対応を行えるよう、従前の取組を引き続き行うとともに、調査に時間を要した事案については、個々の要因等を分析し、今後の事案処理に当たり、各府省への助言等を行う際にいかにさせるようにする。
有識者の意見	測定指標「全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合80%以上（他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。）」について、目標値をある程度超過する見込みであるが、事案の件数が少ないため、他の部局の政策評価結果との均衡を踏まえると、達成度の評価は「目標達成」とすべきである。